

報道発表資料様式

7 / 2 4 （木）の行事

報道発表資料の配付日時 7月22日（火）10時00分

発表項目 (行事名)	令和7年度献血運動推進協力団体等厚生労働大臣感謝状の贈呈について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	1 感謝状受賞者 旭イノベックス株式会社土木鉄構事業部北広島工場 2 贈呈日時及び場所 (1) 日時：令和7年7月24日（木）11：00～ (2) 場所：旭イノベックス株式会社土木鉄構事業部北広島工場応接室 (北海道北広島市共栄542番地) 3 感謝状贈呈の趣旨及び対象者の範囲 別添献血運動推進協力団体等厚生労働大臣表彰実施要綱のとおり 4 受賞者の献血功績等 36年間の長きに亘り継続し、安定した献血協力を行っている。 また、担当者による事前の献血周知も協力的であり、予約率が5割近くある。更には当日の呼びかけも行い、追加希望者も募っていただいております。 〈献血運動表彰歴（平成18年～）〉 ・平成18年 日本赤十字社銀色有功章 ・平成25年 日本赤十字社金色有功章 ・平成29年 北海道社会貢献賞		
参考			

報道（取材） に当たって のお願い	取材に御協力いただける場合は、7月23日（水）15時までに下記の千歳保健所担当者まで社名、御担当者の名前及びご連絡先、取材員数、をご連絡いただきますようお願いいたします。		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	

担当 (連絡先)	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室（千歳保健所）企画総務課長 松村 TEL 0123-23-3175（代表）
-------------	---

献血運動推進協力団体等厚生労働大臣表彰実施要綱

1 趣 旨

献血運動の推進に関し積極的に協力し、他の模範となる実績を示した会社、事業所、地域組織、学校等（以下「団体」という。）又は個人に対し、厚生労働大臣の表彰状又は感謝状の贈呈を行い、もって一層の献血運動の推進に寄与することを目的とする。

2 贈呈対象者の範囲

表彰状及び感謝状の贈呈対象者は、次の項目に該当する団体又は個人であって、過去に献血運動に関し知事表彰又はこれに準ずる表彰を受けたことがある者とする。

ただし、献血運動に関し叙勲若しくは褒章を受章した者（推薦日時点で叙勲若しくは褒章の受章予定者も含む。）又は国民の保健医療若しくは福祉に関する法律に違反する等の表彰の対象としてふさわしくない経歴を有する者を除くものとする。

(1) 厚生労働大臣表彰状贈呈対象者の範囲

- ① 献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人とする。

ただし、原則として過去に献血運動に関し厚生労働大臣感謝状（厚生大臣感謝状）を受けたことのある団体又は個人とする。

ア．通算 20 年以上、献血に協力している団体。

イ．献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。

ただし、その期間が、団体については通算 20 年以上、個人については通算 30 年以上で年齢 50 歳以上とする。

- ② その他厚生労働大臣が必要と認める者。

(2) 厚生労働大臣感謝状贈呈対象者の範囲

- ① 献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人とする。

ア．通算 10 年以上、献血に協力している団体。

イ．献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。

ただし、その期間が、団体については通算 10 年以上、個人については通算 20 年以上であること。

ウ．献血受入施設の整備等に積極的に協力している団体又は個人。

- ② 献血事業に関連又は従事する都道府県職員、市町村職員若しくは日本赤十字社職員であって、当該業務の遂行上特に顕著な功績があり、他の模範とするに足ると認められる者。

3 推薦方法

(1) 推薦

推薦は、別紙の推薦基準及び推薦要領に従い、各都道府県知事及び日本赤十字社血液事業本部長より行う。

(2) 推薦書様式

所定の様式による。

①被推薦者が団体である場合

- ・別紙様式（１）による推薦書

②被推薦者が個人である場合

- ・別紙様式（２）による推薦書
- ・被推薦者の履歴書

(3) 推薦数

表彰状推薦数は全体で 100 件以内とし、感謝状推薦数は全体で 400 件以内とする。

各都道府県及び日本赤十字社における推薦数は、毎年、厚生労働省医薬局長から別途指示する。

(4) 提出期日

毎年、厚生労働省医薬局長から別途指示する。

(5) 異動報告

書類提出後、団体の名称及び個人の身上に異動があった場合には、直ちに報告すること。

4 表彰の実施等

(1) 贈呈対象者の決定

都道府県知事及び日本赤十字社血液事業本部長から推薦された者については、あらかじめ厚生労働省内に設けられた審査会で審査を行った上、厚生労働大臣が表彰状及び感謝状の贈呈対象者を決定するものとする。

審査会の構成は、次のとおりとする。

- ・ 医薬局長
- ・ 大臣官房人事課長
- ・ 大臣官房総務課長
- ・ 医薬局血液対策課長

(2) 贈呈対象者としての決定の取消し

厚生労働大臣は、贈呈対象者として決定した者が、上記「2 贈呈対象者の範囲」に該当しなくなつたと認められる場合は、贈呈対象者としての決定を取り消すことができる。

なお、取り消した場合には、推薦者にその旨通知する。

5 その他

- (1) 推薦者は、自らが推薦して表彰された者が、4 (2) の対象に該当する又は該当すると疑われる事案についての情報を入手した場合は、遅滞なく厚生労働省医薬局血液対策課に情報提供すること。
- (2) 本要綱に定めのない事項について特に運営上の疑義が生じた場合には、他に定める類似の厚生労働大臣表彰を参考の上、決定する。
- (3) 表彰の事務は、厚生労働省医薬局血液対策課が行う。

(1) 厚生労働大臣表彰状推薦基準及び推薦要領

推 薦 基 準	推 薦 要 領	備 考
① 献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人とする。 ただし、原則として過去に献血運動に関し厚生労働大臣感謝状（厚生大臣感謝状）を受けたことのある団体又は個人とする。 ア．通算20年以上、献血に協力している団体。 イ．献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。 ただし、その期間が、団体については通算20年以上、個人については通算30年以上で年齢50歳以上とする。	原則として、過去に厚生労働大臣感謝状（厚生大臣感謝状）を受けてから、通算10年以上献血に協力している団体又は個人とする。 原則として、当該表彰状を複数回授賞することはできないものとする。 ○ 年間献血回数、団体構成人数及び献血種類別構成比は要件としない。 ○ 献血推進活動を積極的に行い、広域的な効果があったと認められる場合。	・ 高等学校等については、献血の実施の有無に関わらず、推薦基準イによって推薦するものとする。 ・ その他、これと同等の実績があると認められる団体。 具体的には、 ・ ポスター、リーフレット、地方紙等を作成、配布し献血普及啓発活動をしている団体又は個人。 ・ 献血受入活動等に積極的に取り組んでいる団体又は個人。 （例）地域献血推進協議会、地域献血友の会等 ・ 広報活動に協力しているマスコミ及び企業。 ・ 献血者登録推進活動を行っている団体又は個人。 ・ 献血の重要性を認識し、学校教育又は学内において献血の実施又は若年層の献血普及啓発活動を行っている学校又は団体。（生徒会活動、J R C 活動等を含む）

② その他厚生労働大臣が必要と認める者。	○ 献血の推進又は血液製剤に関する有益な調査、研究、技術の改善若しくは発明を行い、血漿分画製剤の国内自給の推進又は国民の保健医療の向上に大いに寄与したと認められる場合。	・ その他、献血普及啓発活動を積極的に行っていると認められる団体又は個人をいう。 具体的には、 ・ 成分献血装置の発明・改善、献血血液検査試薬の開発、血漿分画製剤の製造技術の開発若しくは新製剤の開発その他の有益な調査、研究、技術の改善若しくは発明を行った団体又は個人。 ・ 全国的な組織で、傘下会員に対し献血推進の協力に関し指導的な役割を果たしている団体。 ・ 極めて大きな規模で、成分献血を主体とした献血に協力した団体。 ・ 血液製剤の適正使用の推進に寄与した団体又は個人。 ・ 献血由来製剤の優先使用の促進に寄与した団体又は個人。 ・ その他、必要と認める団体又は個人をいう。
-----------------------------	---	--

(2) 厚生労働大臣感謝状推薦基準及び推薦要領

推 薦 基 準	推 薦 要 領	備 考
① 献血運動の推進に関し、次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で、他の模範と認められる団体又は個人とする。 ア．通算１０年以上、献血に協力している団体。 イ．献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、多大の功績が認められる団体又は個人。 ただし、その期間が、団体については通算１０年以上、個人については通算２０年以上であること。	原則として、当該感謝状を複数回授賞することはできないものとする。 ○ 年間献血回数、団体構成人数及び献血種類別構成比は要件としない。 ○ 献血推進活動を積極的に行い、広域的な効果があったと認められる場合。	・ 高等学校等については、献血の実施の有無に関わらず、推薦基準イによって推薦するものとする。 ・ その他、これと同等の実績があると認められる団体。 具体的には、 ・ ポスター、リーフレット、地方紙等を作成、配布し献血普及啓発活動をしている団体又は個人。 ・ 献血受入活動等に積極的に取り組んでいる団体又は個人。 (例) 地域献血推進協議会、地域献血友の会等 ・ 広報活動に協力しているマスコミ及び企業。 ・ 献血者登録推進活動を行っている団体又は個人。 ・ 献血の重要性を認識し、学校教育又は学内において献血の実施又は若年層の献血普及啓発活動を行っている学校又は団体。(生徒会活動、ＪＲＣ活動等を含む) ・ その他、献血普及啓発活動を積極的に行っていると認められる団体又は個人をいう。

ウ．献血受入施設の整備等に積極的に協力している団体又は個人。	○ 献血制度に理解を示し、献血者の受入体制の整備に協力した団体又は個人をいう。	具体的には、 ・ 献血ルームの無償又は低廉での貸与を行った団体又は個人。 ・ 血液運搬車等の寄贈団体又は個人。 ・ 駐車場、会議室の提供団体又は個人。 ・ 処遇品の提供団体又は個人。 ・ 献血受入れ整備に対する寄付団体又は個人。 ・ その他、献血受入れ施設の整備等に、積極的に協力している団体又は個人をいう。
② 献血事業に関連又は従事する都道府県職員、市町村職員若しくは日本赤十字社職員であって、当該業務の遂行上特に顕著な功績があり、他の模範とするに足ると認められる者。	○ 業務の遂行上、特に顕著な功績があったものとは、職務の範囲内に止まらず、献血事業の円滑な推進のために尽力し、管下地域の献血の推進に大きく貢献したと認められる者をいう。	具体的には、 ・ 企業や地域組織（自治会等）を訪問し、オープン献血の受入れの呼び掛けを行っている個人。 ・ 自費でパンフレット等を作成、配布している個人。 ・ 休祭日等に、献血事業のボランティア活動を行っている個人。 ・ その他、これらに相当する活動を行っている個人をいう。